

○ 税務行政のDXについて

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取組の柱とし、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。

例えば、納税者の皆様が、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境の構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

e-Taxのご利用（マイナポータルと連携した申告書等の入力・作成、電子納税証明書の請求・受取、法人税申告の添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）など）やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は 「国税庁」 「検索」）にある「税務行政のDX」をご覧ください。

スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和6年2月以降給与情報の自動入力が始まるなど、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。

マイナンバーについてのお問合せ

 **マイナラー**
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 050-3818-1250	その他のお問合せ 050-3816-9405
------------------------------------	----------------------------------

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について Inquiries about Social Security and Tax Number System. 0120-0178-26	通知カード、マイナンバーカード Inquiries about Notification Card and Individual Number Card 0120-0178-27
---	--

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの申請方法は
 <https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

所得税の確定申告、消費税の確定申告・インボイス制度のご相談に対応しています。

国税庁 チャットボット	検索
-------------	----

⇒ タックスアンサーを利用する

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 タックスアンサー	検索
--------------	----

国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談をご利用ください。

⇒ 国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（１）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（２）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	熊本県	鹿児島県
名 称	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室
所在地 (書面で申告書等を提出する場合の郵送先)	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署	鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。	

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/ji>）

国税だより（令和7年5月発行分）

○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「**国税庁** **検索**」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ 税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験（高卒程度）の受験者を募集します。

税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

申込受付期間は令和7年6月13日（金）から6月25日（水）となっています。受験資格等及び受験申込の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）をご覧ください。次のところへお問い合わせください。

- 1 人事院九州事務局（電話092-431-7733）
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096-354-6171 内線6046）